

○東京藝術大学学生相談室要項

〔平成12年5月25日〕
学 長 裁 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成20年4月15日 平成24年5月14日
平成25年10月24日 平成27年5月14日
平成27年6月9日 平成28年3月24日

(趣旨)

第1 学生課に、修学その他学生生活に関する学生相談業務を行うため、学生相談室を置く。

2 学生相談室の組織及び運営については、この要項の定めるところによる。

(任務)

第2 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の相談に応じ指導助言を行うこと
- (2) 学生相談に関する企画立案に参画すること
- (3) ガイドブックの作成に関すること
- (4) その他学生相談に関すること

2 前項に規定するもののほか、学生相談室は、必要に応じ指導教員との連絡調整を行う。

(組織)

第3 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長(教育担当)
- (2) 学生相談員
- (3) 保健管理センター教員
- (4) グローバルサポートセンター所属職員のうちからグローバルサポートセンター長が指名する者 若干人
- (5) その他副学長(教育担当)が必要と認めた者

(室長)

第4 学生相談室に室長を置き、副学長(教育担当)をもって充てる。

(学生相談員)

第5 学生相談員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 両学部の学生生活委員会の中から選出された者 各4人
- (2) 映像研究科の中から選出された者 2人
- (3) 国際芸術創造研究科から選出されたもの 1人
- (4) カウンセラー

2 学生相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の学生相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6 学生相談室の事務は、学生課が処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、学生相談室の運営に必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成12年5月25日から施行する。
- 2 この要項の施行後、初めて任命された第3の(2)に掲げる学生相談員の任期は第5の2の規定にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。